

## 大山崎町バリアフリー協議会第5回（平成20年度第1回）会議要旨

- 日 時：平成20年11月18日（火） 10：00～12：00
- 場 所：大山崎ふるさとセンター3階ホール
- 出席者：
  - （委員）飯田克弘会長、阪本広副会長、小泉興洋、並川正和、蔦谷重直、尾崎光年、小西和子、中野史子、春名幸一（代理：上出）、中川元宏（代理：澤村）、上床隆司、笠松俊夫、山本崇裕（代理：瀬田川）、杉本明子、勝瀬光裕、山田繁雄、塚本浩司、高田正治各委員
  
  - （オブザーバー）平山哲男、羽田祐治
  
  - （事務局）今村幸弘、蛸原淳、秋田訓理子

### ○会議次第

1. 開 会
  
2. 会長あいさつ
  
3. 議 題
  - ① 大山崎町バリアフリー基本構想の進捗状況について
  - ② 大山崎町建築物特定事業計画素案について

#### 【事務局より議題①について説明】

（会長）

役場と老人福祉センターの多機能トイレにおけるオストメイト対応については、要望が強いということで先行して整備がされた。これについては実際に利用した方もいらっしゃると思うが、ご意見等あれば頂きたい。また、微調整等で今から対応が可能な部分があれば反映したいと思うので、オストメイトや多機能トイレについてご意見をお願いしたい。

（委員）

オストメイト対応とはどういう意味か。

（委員）

腸の手術などにより腹壁から排泄を行わなければならない方への対応との意味である。オストメイト設備としては大変使いにくい事例となっている。この整備をするに当たり、オストメイトの協会に相談などしなかったのか。また、これが暫定的な整備であり、将来的には改善された設備が整備されるものなのかお尋ねしたい。

(事務局)

要望等もあり、まずできることからやっという事で取り組んだ。補助事業による整備であり、町の福祉担当セクションで整備を行ったものである。したがって、日常業務において障害者との関係は密接であるので、当然、何らかの当事者への配慮等を行って整備をしているものと認識している。また、機能強化等の改善については、現時点で整備済みと考えており、特段の改善は現時点で考えていないが、残されている中央公民館の部分についてはワークショップの開催により、当事者の方々のご意見を十分お聞きし、あるべき整備を図っていきたいと考えている。

(委員)

おそらくほとんどの人が下腹部の腹壁に腸を出して、そこに袋を取り付け、汚物の処理をする。資料の写真を見る限り、この構造では便器に汚物を流さなければならないようになっている。腹部を外した後の腹壁の人工肛門部分を洗浄する場合、便器の高さが約40cm 足らずとなっていることから、腹壁の洗浄をするには膝をつかなければならない。みなさんが公衆便所で膝をつくのには抵抗があると思うが、それをせざるを得ない構造となっている。もう少しよい設備であれば、立位で洗浄ができるように工夫されている。町内でもそのような設備の設置はある。補助金に限界があるから十分に効果を発揮できずに中途半端な投資になっており残念である。

(会長)

では、どうすればより良い整備となったのか。

(委員)

補助金に追加して資金を調達するようなことをすれば、もう少し使いやすいものができたのではないかと思う。

(会長)

スペースと配管さえできていれば別途洗浄用の温水が出るようなものを独立でつけるという手はある。

(委員)

町内でも改修してそうしているところもある。車いす対応のトイレの中に設置されていると思うので工夫すればおそらく可能だと思う。

(会長)

整備により、外出を控えていた方が出られるようになるという点については、一定の評価をできる。今の意見を参考に今後の整備に反映したい。

次に、役場の車いす用駐車スペースの整備についてだが、すでにこのスペースを使わ

れたことがある方、この整備について何かご意見があればお願いしたい。

(委員)

整備の問題のことではなく私たち利用者側の問題であるが、該当しない車両の駐車を見かける。

(会長)

これは心のバリアフリーの問題であり、今この場で解決できないが、他にもこのような優先スペースが本来利用すべき人以外の人に利用されており、憤りを感じる方もおられることと思う。できればコラムの方で呼びかける内容を掲載するなどし、啓発など行っていただければと思う。

(委員)

中央公民館裏の駐車スペースは、白線などを入れれば複数の車が止められるのではないか。全体の寸法はどの程度あるのか。

(事務局)

正式な寸法は把握していない。新館に至る通路もあり、2台の縦列なら可能だが並列の駐車は困難と考えている。白線を引いて整備ができるかどうかの検討は早急にさせて頂く。

(会長)

ある程度譲り合って利用していただく方がよいのではないかと。例えば、車いすを利用する方が乗り降りする場合は、ドアを全開しないといけないし、後ろから乗る場合も全開してリフトを利用しないといけない。通常スペースよりもかなり大きいスペースを必要とするので大きめに取っておいて最低でも一台は自由度を持って使用できるスペースとなっている方が、使い回しが利くのではないかと。線を引いてしまうと律儀に止めてドアをこれ以上あけてはいけないのではないかと。思ってしまう人も多々いらっしゃるのでは、どうしても白線があった方がよいということであればご意見を頂きたい。

(委員)

ご指摘の通りであるが、シンボルマークの上に駐車すると両サイドが空いている、左側にも寄るスペースは十分あり、2台が止められると思う。以前、一台が真ん中に駐車して、次に来た人が停車できなく、やむを得なく下の駐車場へ停車しているのを見かけたことがある。スペースの問題もあると思うが、配慮していただければと思う。

(会長)

今後、継続的に利用状況を観察していただき、不適切な利用者がおられれば職員の方が注意するなどの対策を含めて、このスペースについて見直しの検討などをよろしくお願ひしたい。

(委員)

今、議論している駐車スペースの奥には、バイク置場があり、区画線を引いておいた方がよいと思う。車イス駐車スペースとバイク置場を明確に分けておかなければバイク

が車いす駐車スペースにはみ出したりもするので管理をしておいた方がよい。車イス使用者が乗降する際に危険である。

(会長)

現状ここはバイク置場になっているのか。

(事務局)

正式にはバイク置場と言う位置づけではなかったと記憶しているが、事実上そのような位置づけとなってしまっている。正式に公民館の管理面について確認をして整理させて頂きたい。

(会長)

日常的に停車していると、そこまで乗車してくることもある。他の方の出入りの安全性のこともあるので、一度、駐輪場関係の利用状況についても確認していただきたい。

その他、何か進捗中もしくは計画中の内容について、事務局から説明のあった資料や内容についてご質問をいただきたいと思う。建物については、後ほど別途集中的に議論したいと思う。

また、何か事業者様の方から補足いただく点があれば、補足をお願いしたい。

また、私からの確認であるが、6ページの音響式信号について、特段の説明はなかったように思うが、特定事業計画を策定済みということもあり、音響面などについて地元の意見を確認するような機会等については、現在、どのように考えておられるのか補足していただいた方がよいかと思う。

(事務局)

音響式信号機への改良については、公安委員会が交通安全特定事業計画の作成を行っている。その計画によれば、平成22年度を目標として音響式信号機へと改良する計画である。

ただ周辺の住民の方にとっては少なからず影響があるので、実際に設置する際には、地元の合意を得る必要があると認識しており、町としては、当然平成22年度の整備に向けて、今後地元と協議をしていく予定である。

(会長)

形としては町民説明会など必要に応じて開催していくということで良いのか。

(事務局)

現在、地元の町内会を窓口として、地元のご意見を伺おうと考えている。そのうえで、場合によってはそれより広い範囲での意見聴取ということも考えていきたい。

(副会長)

この音響信号の音の強弱は操作できるようになっているのか。

(事務局)

公安委員会に確認を取ったところ、初めに設定したらそのまま、初めの段階で音量は調整できる。時間帯により音の有無を操作することはできるが、その都度鳴らしたり鳴

らさなかったりといったことはできないとのことである。

これについても、もう少し詳細に調べる。

(委員)

もう一点、安全対策についてであるが、ここは小学校の通学路で正面玄関に該当するところであり、このコーナー部へのガードレール設置を安全対策として合わせて整備していただけたらどうかと思う。

(事務局)

バリアフリー基本構想では歩道改修ということで、ガードレールの設置については定めているものではない。しかし、ご指摘いただいた点は、交通安全面の対策として、京都府や町の所管室と協議し検討していきたい。

(委員)

中学校や大山崎第二小学校の安全対策等は考えていないのか。大山崎中学校の下から登ってきて歩道に出る時に何も無い、子供たちは上から下へ向かう時、車とぎりぎりの間隔しかない。将来的には考えて欲しい。

(委員)

まず中学校の安全対策については、京都第二外環状道路の事業が始まっており、新たにバイパスが出来る。その設計の協議の中で一定の安全対策について検討している。また、二点目の大山崎町の第二小学校付近の交通安全対策については、現段階として交通量や通行量等の面から見て必要はないという判断をしているものであるが、再度、現地を確認するなどして検討したい。なお、基本構想はあくまでも名神から以南が対象区域となっているため、本件は、バリアフリー基本構想とは別途で検討させて頂きたい。

#### 【事務局より議題②について説明】

(副会長)

12 ページ、敷地内通路の整備方針で、「溝蓋やグレーチングのスリットの幅は排水機能上の支障がある場合を除き 2 センチ以下とします」とあるが、2 センチという設定では目が粗いのではないか。相当の雨によっては水たまりができるのであまり細かくすることも問題となると思われるが、ハイヒールが引っかかる可能性もある。

また、基本構想における整備の中で、旧館男子トイレにおいては受け口が 35 センチ以下の小便器とするというものがあるが、これは小さいものという判断で良いのか。

(会長)

整備内容については、図や写真等があった方がわかりやすい。そのような資料等はないのか。

(事務局)

具体的な写真や図についてはまだご用意できてない状況です。

(会長)

では、次のワークショップまでには用意していただきたい。

(事務局)

敷地内通路にある溝蓋やグレーチングのスリットの幅については、2センチという数字は国土交通省から出されている設計標準に基づいて記載している。なぜ2cmなのかといった根拠までは説明されていないが、それに基づきまして2センチ以下としている。

トイレについては、「受け口が35センチ以下の小便器へと改修します」ということであるが、現在、中央公民館の方は受け口が床から上がったところに受け口が設けられているタイプの小便器になっている。最近整備されている小便器は、受け口が床面に落ちている、非常に低い所に受け口が設けられているような小便器が多数みられるので、この35センチ以下というのはそのようなものをイメージしていただければと思う。

(委員)

床面は滑りにくい仕上げにするという案や具体的な方針も挙げられているのでよいと思うが、例えば、多機能トイレの床面である場合などは、転倒にも配慮した床材とすることも考えられるので、滑りにくくなおかつ転倒しても安全であるといった方針も考えられる。

便器の高さの件では、大人が小用を足すには十分なのだが、体格の小さい人もしくは子供は届かないので用を足せない、下の方まで便器の受けが下がっているストール型、床置きというのがあるが、最近はこちらとは異なるバリアフリー便器のようなものもあるので、そこもポイントに置いていただければなお良いトイレが出来るのではないかと思う。

(会長)

その辺については案が具体化していくにあたって、詳細な図面等々を提示されると思うので、その都度ご意見いただければと思う。トイレである以上、どれだけ使いやすくても衛生的に保たれてなければいけない。滑りにくいが、掃除がしにくいというのも問題だと思われるので、詳細案が提示された段階で、ご意見等を随時いただくようにしたい。

(委員 (代理))

11 ページのブロックについてだが、道路の場合だと黄色とかそういう系統のブロックが多い。今の庁舎の中で整備していくにあたって、明度、色相、彩度の差を大きくすると書いてあるが、すでに床の色が決まっている中で、具体的にどんな色をイメージしているのか。

(事務局)

例えば道路では、舗装がアスファルトで、その上に黄色い誘導ブロックがひかれているというパターンが一般的かと思う。一方、建築物では床材に非常に明るい色が用いられている場合、色の反転が起こると考えている。誘導ブロックを黄色で統一した場合は、道路では見やすい誘導ブロックになると思うが、敷地内においては、白い所に黄色い誘

導ブロックがひかれると逆に見づらい結果となる。景観上の問題は別にして、バリアフリーの観点からみると、敷地内通路の床材が明るい色となっている場合は、明度差のある暗い色の誘導ブロックを敷設する方が障害者にとっては利用しやすいと考えている。ただし、これらについて具体的にどのようにして行くかということは、今後ワークショップ等を通じて検討していきたい。

(副会長)

色相や明度があると思うが、今の説明では黒ということによいのか。二色を並行して考えているのか、あくまで一色でいくのかということをお聞きしたい。

(事務局)

現段階で黒い色を使うということではなく、明度差を考えればそのような事が考えられるという一案として、ご回答させていただいた。具体的な整備でどのような色を使うかということについては、今後皆さんとのお話し合いの中で決めていきたいと考えている。

(副会長)

スロープの角度については、どのように考えているのか。

(事務局)

スロープの角度についても、基準で決められている。12分の1もしくは20分の1とされており、度数表示について認識がなくお答えできなく申し訳ないが、20分の1は20mに対して1m上がることであり、パーセントで言うと5パーセントと表現する。

(会長)

ここの建築整備方針(案)では、活字で表現されているが、一定の想像ができたとしても、なかなか具体的に頭の中に浮かんでこない状況がある。幸い今月ワークショップが実施予定となっているので、現地で照らし合わせながら勉強する機会だと考えられる。

(委員)

トイレの件ですが、オストメイト対応トイレなので、障害者も使えるということだが、名前のおりいろんな装置が付いているみたいなので、逆に使いにくくなることはないのか。名前から「対応」となっているので誰でも使えるという融通の利いたトイレだという理解で間違いはないと思うが。バリアフリーの役場などは、ワークショップで実際に見て、よく考えさせてもらいたい。

(会長)

今後、そういう間口も残しているので、ワークショップに場を移してご意見を頂ければと思う。

では、本日の時点で、この素案についてはとりまとめをさせていただいたということによろしいか。

(委員全員)

異議なし

(会長)

それでは、議題については、これで終了としたい。

#### 4. その他

(事務局)

委員の皆様への依頼事項として、11月29日にワークショップを開催する。任意参加ではあるが、出来る限りの出席をお願いしたい。また、次回協議会については、年明けになるが、今回の協議会意見、ワークショップの意見、そして、パブリックコメントの意見を反映させた建築物特定事業計画について、再度協議いただくことを予定しているので、よろしくをお願いしたい。

以上